

平成 26 年度  
第1回 定期監査結果報告書

会 計 課  
議 会 事 務 局  
選挙管理委員会事務局  
監 査 事 務 局  
農業委員会事務局

武蔵村山市監査委員



武 監 発 第 3 4 号  
平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日

武蔵村山市長  
藤 野 勝 様

武蔵村山市監査委員 原 田 友 義

武蔵村山市監査委員 高 山 晃 一

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

## 平成 26 年度 第 1 回定期監査結果報告書

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査

#### 2 監査の対象

会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局所管の事務

#### 3 監査の範囲

- (1) 予算執行事務（平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 9 月末日までの執行分）
- (2) 物品管理事務
- (3) その他財務に関する事務

#### 4 監査の期間

平成 26 年 10 月 23 日から平成 26 年 12 月 15 日まで

#### 5 説明の聴取

実施月日	監査の対象
11 月 6 日（木）	会計課
11 月 6 日（木）	選挙管理委員会事務局
11 月 6 日（木）	監査事務局
11 月 7 日（金）	議会事務局
11 月 7 日（金）	農業委員会事務局

#### 6 監査を実施した監査委員

原 田 友 義

高 山 晃 一

#### 7 監査の方法

監査の実施に当たっては、予算執行事務、物品管理事務、その他財務に関する事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、それぞれ関係職員から事務内容の説明を聴取するとともに、関係書類を検証し事務処理状況を確認した。

## 第2 監査の結果

### 1 監査の結果

監査対象とした会計課及び議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局の所管の予算執行状況は別表のとおりで、係数の誤りは認められず、事務事業についても、試査による検証並びに実査の結果、各事務処理状況は適正に処理及び管理がなされていることを確認した。

### 2 その他

#### (1) 現金の窓口支払事務について(会計課)

市町村の支出は、安全面及び事務の合理化を図るため、現金の交付に代えて、指定金融機関を支払人とする小切手を振り出すことを基本としている。ただし、債権者から申出があるときは、現金支払の方法が認められている。

本市においても、生活保護費、市税等の還付等などに、現金支払の方法をとっている例も見られるが、この場合の現金の管理や取扱いについては、今後も十分注意を願いたい。

また、このような現金の取扱いについては、各課にも管理を徹底するよう指導願いたい。

#### (2) 小切手帳及び通帳等の保管について(会計課)

事務室を実査し、小切手帳、有価証券、通帳等の保管状況について確認を行った。今後も災害などへの対応を考慮しながら、より安全な保管方法の検討を願いたい。

#### (3) 適正かつ迅速な選挙事務の執行について(選挙管理委員会事務局)

備品台帳によると、平成 24 年度に投票用紙読取分類機を購入し、平成 22 年度に購入した 2 台と合わせ、合計 3 台を所有している。

今後においても、これら投票用紙読取分類機等の機器を十分に活用し、適正かつ迅速な選挙事務の執行に努めるとともに、事務効率の向上を図っていただきたい。

#### (4) 物品の管理状況及び各種審査における資料収集や事前審査の充実について (監査事務局)

物品管理事務について、物品管理規則に基づき備品台帳の整備状況並びに全ての備品の管理状況について、実査により確認した。

なお、監査委員は、地方自治法に基づき、市の財務に関する事務及びその他の事務の執行について、適正かつ効率的に行われているか、それぞれの事業が所期の目的を果たしているかなど各種監査等を実施しており、事務局においては、職責の重大性を鑑み、常日頃から、市政の現状に関心を持ち、資料収集や事前審査等に遺漏のないようお願いする。

(5) 議会における広報等について(議会事務局)

議会における広報手段として、議会報はもとより、議場内カメラを利用した定例会の庁舎内中継や委員会の音声の中継、また、専用のホームページを設けてインターネットを利用した議会中継の配信、会議録検索システム等多様な手段を活用し、広報に努めている。

今後も、議会の活動を市民に知らせるため、これらのシステム等を有効に活用していただきたい。

(6) 各種証明等の発行に伴う公印の管理について(農業委員会事務局)

農業委員会は、租税特別措置法や生産緑地法に係る証明など、農地や農業従事者に関する重要な事項の証明発行を取り扱っている。

証明書の発行件数も多いことから、これに伴う公印の保管、取扱い等については、今後も厳正かつ適正に管理していただきたい。